

1.3、廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合はそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び
包装

容器は清潔にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処理を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

1.4、輸送上の注意

国際規則

国連分類	非該当
海洋汚染物質	油分排出規制

国内規則

陸上規制情報	消防法の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	航空法の規定に従う。

特別の安全対策

輸送に関しては、直射日光にあてる等、高温状態での輸送をしないこと。
容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
重量物を上積みしない。

1.5、適用法令

消防法の危険物
労働安全衛生法

非該当（消防法の指定可燃物液体に該当）
第57条の2（文書交付）、施行令第18条の2（名称等の通知物質）

1.6、その他の情報

参考文献

- 1) JIS Z 7252 2009『GHSに基づく化学物質等の分類方法』日本規格協会
- 2) 化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)改訂2版 国連出版物

記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、すべての情報を網羅しているものではありません。取扱いには充分注意してください。

含有量、物理化学的性質、危険有害性等は参考情報であり、いかなる保障をなすものではありません。

注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをされる場合には、用途・用法に適した安全対策をした上でお取扱い願います。